

IFRS解釈指針委員会ニュース

2015年5月12日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）の会議において、IFRIC解釈指針、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2015年4月及び5月に開催された国際会計基準審議会（以下「IASB」）の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



【要約】

- IFRIC解釈指針に関して、3つの論点に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議または確認が行われた。
- 会計基準の限定的改訂に関して、2015年4月及び5月のIASB会議において、1つの公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議が行われた。また、1つの公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。
- IFRSの年次改善に関して、2015年4月及び5月のIASB会議において、2014–2016年サイクルに関する公開草案について承認及び最終確認手続が行われた。また、2015年5月のIFRS-IC会議において、2015–2017年サイクルに含まれる1つの論点について審議が行われた。
- 2015年5月のIFRS-IC会議において、2つのアジェンダ却下通知が確定した。
- 上記の他に、2015年5月のIFRS-IC会議等において、1つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかつた。

■ 【IAS第16号】有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理

2015年5月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合い及び開示規定について審議し、IFRIC解釈指針案を公表することが暫定的に決定された。今後のIFRS-IC会議において、具体的なIFRIC解釈指針案について審議する予定である。

■ 【IAS第21号】外貨建収益取引の為替レートを識別するための取引日の決定

2015年5月のIFRS-IC会議において、売掛債権及び買掛債務等の貨幣性項目の換算替えから生じる為替差損益の表示について審議したものの、IFRIC解釈指針案の論点と異なるため、結論の根拠にこの論点を含めないことが暫定的に決定された。

【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度が高く、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。現在、4つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案が公表済であり、3つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されている。

■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表済

2015年4月のIASB会議において、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」について寄せられたコメントに基づいて、引き続き再審議が行われた。この公開草案に含まれている例示については、IFRS第13号の規定を適切に表現していることが確認されたが、実務上ばらつきが生じていないことに鑑み、別個の文書として公表する必要がないことが決定された。以上の公開草案のほか、IFRS-IC会議において議論された論点に関する以下の3つの公開草案が公表されているが、2015年5月の

【IFRIC解釈指針】

IFRIC解釈指針は、特定の基準書の適用上の論点に関する解釈である。現在、以下のIAS第12号「法人所得税」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われている（詳細は「[論点サマリー:IFRIC解釈指針案](#)」を参照）。

■ 【IAS第12号】法人所得税の不確実性の会計処理

2015年4月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。

IFRS-IC会議または2015年4月及び5月のIASB会議において、再審議は行われていない(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂一公開草案公表済](#)」を参照)。

- 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」
- 公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」
- 公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」

■ 会計基準の限定的改訂一公開草案公表予定

2015年4月及び5月のIASB会議において、IASBは、IFRS-ICの提案に基づいて以下のIAS第40号「投資不動産」に関する限定的改訂案について審議を行った。

■ 【IAS第40号】投資不動産の振替え

IASBは、概ねIFRS-ICの提案どおり、投資不動産の用途変更が証明される場合に限り投資不動産への振替えまたは投資不動産からの振替えを求める、IAS第40号の限定的改訂案を決定し、公開草案の公表に向けて最終確認手続を行った。2015年7月—9月に公開草案を公表する予定である。

以上の公開草案のほか、IASBは、IAS第19号「従業員給付」及びIFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」、並びにIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂に関する2つの公開草案を、2015年6月末までに公表する予定である(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂一公開草案公表予定](#)」を参照)。

【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改訂を約1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。2015年4月及び5月のIASB会議において、2014–2016年サイクルに含まれているIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」及びIAS第28号「関連会社または共同支配企業に対する投資」に関する以下の2つの論点に関する公開草案の公表に向けて、承認及び最終確認手続が行われた。IASBは、2015年7月—9月に公開草案を公表する予定である(詳細は「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2014–2016年サイクル\)](#)」を参照)。

- 【IFRS第1号】短期的な免除規定の削除
- 【IAS第28号】投資先の公正価値測定

また、2015年5月のIFRS-IC会議において、IAS第23号に関する以下の論点について審議が行われた(詳細は「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2015–2017年サイクル\)](#)」を参照)。

■ 【IAS第23号】資産化後に発生した特定借入の借入コスト

IFRS-ICは、他の適格資産に係る借入コストの資産化率を、適格資産に係る資産化が終了した後に発生した特定の借入コストを一般借入に含めて算出すべきか否かという論点について審議を行った。その結果、IAS第23号第14項の規定を明確化する改訂案をIFRSの年次改善として公表することを暫定的に決定した。今後のIFRS-IC会議において、具体的なIFRSの年次改善案について審議する予定である。

【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2015年5月のIFRS-IC会議において、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第24号「関連当事者についての開示」に関する2つのアジェンダ却下通知が確定された(詳細は「[論点サマリー:アジェンダ却下通知](#)」を参照)。また、2015年1月に確定されたIFRS第13号「公正価値測定」に関するアジェンダ却下通知「第三者と合意された価格を用いる場合の公正価値ヒエラルキー」について行われたアウトローチの結果を踏まえ、追加的な検討の必要はない判断された。

【その他の論点等】

2015年5月のIFRS-IC会議において、「今後の取扱いを検討中」の論点として、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関する以下の論点について審議が行われた(詳細は「[論点サマリー:その他の論点](#)」を参照)。

■ 【IFRS第5号】範囲及び開示の規定に関する論点

以下の論点について審議が行われた結果、今後の進め方についてIASBの意向を確認することが決定された。

- 売却目的保有の範囲
- 継続事業と非継続事業との間で行われる取引の表示
- 売却目的保有に分類された子会社等に対するIFRS第12号の開示規定の適用
- 処分グループに含まれている非流動資産に対して配分する減損損失の限度額
- 処分グループに子会社等と非流動資産が含まれる場合の売却計画の変更に関する規定の適用

【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中のIFRIC解釈指針案、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRIC解釈指針案			 2015年5月のIFRS-IC会議における審議  2015年4月・5月のIASB会議における審議
法人所得税の不確実性の会計処理	IAS第12号 「法人所得税」	<p>税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服申立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号の「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号の「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。</p> <p>また、税務上のポジションに不確実性がある場合の当期税金をどのように測定するか。</p>	<p> 【審議の状況】 IFRS-ICは、2014年1月に公表したアジェンダ却下通知案に関して寄せられたコメントに基づいて、2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において再審議した。その結果、認識については、2014年7月のIFRS-IC会議においてアジェンダ却下通知を確定させた。また、測定については、2014年9月のIFRS-IC会議において、範囲及び会計単位等を明確にしたうえでさらなる分析と検討を進めることとされ、2014年11月のIFRS-IC会議において、最頻値法または期待値法を用いて測定を行うことが暫定的に決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて、以下のとおり暫定的に決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当期税金に加えて繰延税金の会計処理における不確実性の影響に関するガイドンスを範囲に含める。 ● 当期税金及び繰延税金を測定する際の不確実性の反映方法に関する開示規定等も含める。 ● 将来に向かって適用する。 <p>2015年4月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。</p>
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号 「有形固定資産」	<p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当期純利益に含めて認識する ● 有形固定資産の原価に含めて認識する 	<p> 【審議の状況】 2014年7月のIFRS-IC会議における審議の結果、アジェンダ却下通知案が公表されたが、これに寄せられたコメントに基づいて再審議し、2014年11月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加することが決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合いに分析の焦点を置くべきことや、IAS第16号上、収入は試運転にのみ関連付けられている点などについて議論が行われた。2015年5月のIFRS-IC会議において試運転の意味合い及び開示規定について引き続き議論が行われ、IFRIC解釈指針案を公表することが暫定的に決定された。今後のIFRS-IC会議において、具体的なIFRIC解釈指針案について審議する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRIC解釈指針案(続き)			
外貨建収益取引の為替レートを識別するための取引日の決定	IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」	返還不能な前受金がある場合を含めて、外貨建収益取引は、どの為替レートで換算すべきか。	<p> 【審議の状況】 2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、この論点をアジェンダに追加した。2015年1月のIFRS-IC会議において、IAS第21号第22項に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて以下の点について暫定的に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公正価値で当初認識するものや保険契約、法人所得税を除き、資産・費用・収益の認識に関して、非貨幣性項目に該当する前受けまたは前払いでの外貨建対価が生じる取引を範囲に含める。 ● 支払が複数にわたるような、段階的に取引を認識する場合、各段階の取引日レートを用いることとし、その後に換算替えを行わないことを明確化する。 ● 適用日はIFRS第15号「顧客との取引から生じる収益」よりも前には設定しない。早期適用は認める。移行規定を設けるが、IFRS初度適用企業のための移行規定は設けない。 <p>2015年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針案を審議し、その適用範囲、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」との関係や移行規定について暫定的に決定した。2015年5月のIFRS-IC会議において、売掛債権及び買掛債務等の貨幣性項目の換算替えから生じる為替差損益の表示に関する論点について審議したものの、IFRIC解釈指針案の論点と異なる論点であるため、結論の根拠においてこの論点について触れないことが決定された。今後のIASB会議において、このIFRIC解釈指針案が提示される予定である。</p>
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			
			 2015年4月・5月のIASB会議における審議
公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」 ¹	IFRS第2号「株式に基づく報酬」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響 ● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類 ● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理 	<p>【再審議の状況】 公開草案に対するコメント期間は2015年3月25日に終了し、寄せられたコメントに基づいて今後の会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】 未定</p>

¹ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)			
ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定 (公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」 ²⁾)	IFRS第13号 「公正価値測定」	公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクspoージャーで管理している金融商品のグループについては、ネット・エクspoージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。	<p>◆ 【再審議の状況】 2015年3月及び4月のIASB会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて引き続き再審議が行われた。2015年4月のIASB会議において、この公開草案に含まれている例示についてはIFRS第13号の規定を適切に表現していることが確認されたが、実務上ばらつきが生じていないことに鑑み、別個の文書として公表する必要ないと決定された。今後のIASB会議において、その他の項目について引き続き再審議を行う予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】 未定</p>
公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」 ³	IAS第1号 「財務諸表の表示」	公開草案において、負債の流動・非流動の分類について以下を明確化することが提案されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 負債の流動・非流動の分類は、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行われること ● 負債の決済と企業から流出する資源との関係 	<p>【再審議の状況】 公開草案公表中</p> <p>【コメント期限】 2015年6月10日</p>
公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」 ⁴	IAS第12号 「法人所得税」	公開草案において、繰延税金資産の認識の判断を行う際検討する将来の課税所得の範囲を明確にし、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合の繰延税金資産の認識方法について、設例を追加することが提案されている。	<p>【再審議の状況】 2015年3月のIFRS-IC会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議が行われた。その結果、以下の項目について修正したうえで、将来のIASB会議において、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例示をより簡潔にすることに加え、例示における負債性金融商品が公正価値で測定されること等を明記する。 ● 限定的遡及方法をより明確に記載する。 ● 将来減算一時差異の評価に用いる「控除項目を除く課税所得」の意味を結論の根拠において記載する。 <p>【最終基準書公表予定】 未定</p>

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

3 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

4 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定			◆ 2015年4月・5月のIASB会議における審議
制度改訂または縮小が生じた場合の再測定	IAS第19号 「従業員給付」	<p>制度改訂または縮小が生じた場合の、その後の期間における利息純額及び勤務費用の算定に関する以下の2つの論点を、どのように取り扱うべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再測定した確定給付負債の純額に基づいて利息純額を算定すべきか。 ● 制度改訂または縮小による影響を反映した数理計算上の仮定に基づいて、利息純額及び勤務費用を算定すべきか。 	<p>【審議の状況】 2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、重要な制度改訂または縮小が生じた場合、その後の期間における利息純額及び勤務費用を算定するにあたり、確定給付負債の純額に関する重要な変更を考慮するとともに、アップデートした数理計算上の仮定を使用することを明確化する改訂を、IFRSの年次改善としてIASBに提案することを決定した。また、2014年11月にIFRS-ICは、重要な市場変動が生じた場合の再測定については改訂の対象に含めないことを暫定的に決定した。</p> <p>2015年1月のIASB会議において上記の改訂案が承認され、移行規定等について決定された。2015年2月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。なお、IASBは、この改訂案を下記の「独立した受託者が管理する確定給付制度からの返還の利用可能性」に関する改訂案と合わせて、1つの公開草案とする予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年4月－6月</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定(続き)			
独立した受託者が管理する確定給付制度からの返還の利用可能性	IAS第19号 「従業員給付」 IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	<p>以下の状況において確定給付制度が独立した受託者に管理されている場合、事業主は制度の積立超過の返還を受領する無条件な権利を有するか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受託者が事業主から独立しており、制度加入者のため行動している場合 ● 受託者が制度に積立超過がある場合の利用方法(加入者への給付の増加や年金保険購入による制度の終了、またはその双方)に関する決定権を有している場合(なお、報告期間の末日において、その権利は未行使である) ● 将来勤務に対して発生する給付がない制度(すなわち、将来掛金の減額という形での経済的便益はない) 	<p>【審議の状況】 2014年5月～9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは審議した結果、以下の点を明確化するIFRIC解釈指針第14号の改訂をIASBに提案することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者(受託者等)が積立超過を加入者への給付の増加等の目的で一方的に使用できる場合、使用可能額については資産として認識できない。この場合、受託者が増額の決定を行った時点で過去勤務費用が費用に認識され、確定給付資産の上限の影響額(戻入益)がその他の包括利益に認識される。 ● 年金保険を購入する権利は、IFRIC解釈指針第14号における制度を終了する権利には該当しない。 ● 受託者が制度を終了する一方的な権利を有する場合は、IFRIC解釈指針第14号第11項(b)のシナリオを適用できない。 <p>2015年1月のIASB会議において上記の改訂案が承認され、移行規定等について決定された。2015年2月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。なお、IASBは、この改訂案を上記の「制度改訂または縮小が生じた場合の再測定」に関する改訂案と合わせて、1つの公開草案とする予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年4月～6月</p>
投資者とその関連会社または共同支配企業との間での資産の売却または拠出	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業とのダウンストリーム取引において、利得の金額がその関連会社または共同支配企業に対する投資額を超える場合の相殺消去方法(投資額を限度とすべきか／利得の全額を消去する場合、何と相殺消去すべきか)を明確化する。	<p>【審議の状況】 2013年3月及び5月のIFRS-IC会議において審議が行われ、利得の全額を相殺消去し、投資額を超える利得の金額を繰延収益として認識することが提案された。2013年7月のIASB会議において、この提案はIASBにより承認された。2015年2月のIASB会議において、下記の「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」とIAS第28号第31項との不整合」と合わせる形で、公開草案の公表に向けて最終確認手續が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年4月～6月</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定(続き)			
「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」 ⁵ とIAS第28号第31項との不整合	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	2013年7月のIFRS-IC会議において、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」における提案を確定すべきであると決定されたが、IAS第28号第31項はこの提案と整合していないため、同項を削除すべきか。	<p>【審議の状況】 2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第28号第31項は公開草案(及び現行の規定)と整合していないため削除することを決定したが、2014年2月及び3月のIASB会議において、IAS第28号第31項を削除せず、資産の拠出との交換により関連会社または共同支配企業から受け取った資産に係る利得または損失を、関連のない投資者による持分の範囲内で認識するよう、IAS第28号第31項を改訂することが決定された。2015年2月のIASB会議において、上記の「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出」と合わせる形で、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年4月－6月</p>
投資不動産の振替え	IAS第40号 「投資不動産」	建設中の投資不動産の用途変更が明らかな場合、棚卸資産から投資不動産へ振り替えるべきか。	<p>◆ 【審議の状況】 2015年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICはこの論点について審議した結果、建設中または開発中の投資不動産について、用途変更の発生が証明される場合に限り投資不動産への振替えまたは投資不動産からの振替えを求めるよう、IAS第40号の限定的改訂をIASBに提案することを決定した。2015年4月及び5月のIASB会議において、IASBは、概ねIFRS-ICの提案どおり、この限定的改訂案を決定し、公開草案の公表に向けて最終確認手続を行った。</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年7月－9月</p>
IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)			<p>◆ 2015年4月・5月のIASB会議における審議</p> <p>【公開草案公表予定】 2015年7月－9月</p>
短期的な免除規定の削除	IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	<p>以下の短期的な免除規定について、不要となったときに削除することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS第1号E3項－E7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定) ● IFRSの年次改善(2012–2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品：表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定) 	<p>◆ 【審議の状況】 2013年12月のIASB会議において審議が行われ、左記のとおり改訂を行うことが決定された。2014年7月のIASB会議において、IASBは、2013–2015年サイクルを中止し、本改訂案を2014–2016年サイクルに含めることを決定した。2015年4月及び5月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて承認及び最終確認手続が行われた。</p>

⁵ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)(続き)			
投資先の公正価値測定 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	IAS第28号 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	IAS第28号第18項において、ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業に対する投資の評価に例外的に公正価値評価が認められるが、そのような評価は企業が会計方針として選択するものか、もしくは、関連会社または共同支配企業ごとに評価することができるか。	<p>◆ 【審議の状況】 2015年1月のIASB会議において、2014年11月のIFRS-IC会議における提案に基づいて審議が行われた結果、以下のケースについて投資ごとに選択できることを明確化する改訂案をIFRSの年次改善として公表することが暫定決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業について当期純利益を通じて公正価値で測定するケース ● 投資企業でない企業が有する投資企業である関連会社または共同支配企業に対して持分法を適用する場合で、その投資企業の公正価値測定を引き継ぐケース <p>2015年4月及び5月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて承認及び最終確認手続が行われた。</p>
IFRSの年次改善(2015–2017年サイクル)			
資産化後に発生した特定借入の借入コスト	IAS第23号 「借入コスト」	他の適格資産に係る借入コストの資産化率を、適格資産に係る資産化が終了した後に発生した特定の借入コストを一般借入に含めて算出すべきか否か。	<p>★ 2015年5月のIFRS-IC会議における審議</p> <p>【公開草案公表予定】未定</p> <p>◆ 【審議の状況】 2015年5月のIFRS-IC会議において、IAS第23号第14項の規定を明確化する改訂案をIFRSの年次改善として公表することが暫定的に決定された。今後のIFRS-IC会議において、具体的な改訂案について審議する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知			● 確定 ■ 公表中 ▲ 新規公表
連結財務諸表－単一資産、単一の借手のリース事業体	IFRS第10号「連結財務諸表」	<p>以下の2点が論点になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単一の資産を単一の借手にリースする(IAS第17号のオペレーティング・リースに該当する)ために組成された企業を設立する場合に、借手はその組成された企業を支配し、連結することになるか。 ● 単一の資産を単一の借手にリースする(IAS第17号のファイナンス・リースに該当する)ために設立され、優先する債権者と劣後する債権者が融資する組成された企業を、特定の当事者が支配することになるか。 	● 【IFRS-ICの決定】 ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに關係なく、リース契約を締結することにより、貸手に以下の権利が生じる。 <ul style="list-style-type: none"> ● リース料を受け取る権利 ● リース期間終了後にリース資産の残存価値に対する権利 <p>上記の権利に関する意思決定は、組成された企業のリターンに影響を及ぼすが、事実及び状況によって影響の度合いが異なる。一般的には、一定期間にわたって資産を使用する借手の権利は、それ単独では、借手に組成された企業の関連する活動に対する意思決定権を生じさせないため、関連する活動には該当しない。ただし、これは借手が組成された企業を支配できないことを意味するわけではなく、投資者は投資先に対するパワーを有するか否かを判定する際に、すべての権利を検討しなければならない。</p>
個人の近親者の定義	IAS第24号「関連当事者についての開示」	IAS第24号第9項における個人の近親者の定義に両親を含めるべきか。	● 【IFRS-ICの決定】 IAS第24号第9項において、個人の近親者はその個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族と定義されている。そのため、事実と状況を踏まえれば、両親や祖父母等を含めるケースがある。
将来勤務に関連する拠出に関する最低積立要件	IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	将来勤務をカバーする掛金拠出に関する将来分の最低積立要件は、拠出率が信託管理人によって、例えば毎年交渉され、合意された拠出額が一定の期間にわたって支払われるなどの特定の状況下においては、その一定の期間にだけ適用されるか。	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、問題となる状況下では、将来勤務のための現在における積立の原則が、今後も継続するということを企業が想定すべきであると指摘した。 ■ 【コメント期限】 2015年6月2日
他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)			 2015年5月のIFRS-IC会議における審議
共同支配事業に対する支配の取得	IFRS第3号「企業結合」	共同支配事業の支配を取得した際に、支配を取得する前から保有しているその共同支配事業の資産及び負債に対する持分を、公正価値で再評価すべきか。	■ 【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議において審議を行った結果、個別のプロジェクトではなく、他の共同支配の取決めに関する論点とともに取り扱うことを決定した(以下のIFRS第11号「共同支配の取決め」に関する適用上の論点を参照)。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号 「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	【審議の状況】2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取申出は非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)と経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。
処分グループの減損	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループの帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値との差額がその処分グループ中の非流動資産の帳簿価額を上回る場合に、減損損失をいくら計上すべきか。	【審議の状況】2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関連する他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である(以下の「範囲及び表示の規定に関する論点」を参照)。
処分グループにおいて認識したのれんに関連する減損損失の戻入れ	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れは可能か。	【審議の状況】2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関連する他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である(以下の「範囲及び表示の規定に関する論点」を参照)。
範囲及び表示の規定に関する論点	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	<p>以下の3つの論点について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支配を喪失した子会社を売却目的保有に分類すべきか ● 処分グループが金融商品から構成されている場合(またはほぼ金融商品から構成されている場合)、IFRS第5号を適用すべきか ● 非継続事業を表示するにあたり、「主要な事業分野」という概念をどのように適用すべきか 	 【審議の状況】2014年11月のIFRS-IC会議において、支配を喪失した子会社を売却目的保有に分類すべきか否かについて審議した。2015年3月のIFRS-IC会議において、左記の3つの論点について引き続き審議したが、具体的な決定には至らなかった。2015年5月のIFRS-IC会議において、以下の論点について審議が行われた結果、今後の進め方についてIASBの意向を確認することが決定された。 <ul style="list-style-type: none"> ● 売却目的保有の範囲 ● 継続事業と非継続事業との間で行われる取引の表示 ● 売却目的保有に分類された子会社等に対するIFRS第12号の開示規定の適用 ● 処分グループに含まれている非流動資産に対して配分する減損損失の限度額 ● 処分グループに子会社等と非流動資産が含まれる場合の売却計画の変更に関する規定の適用

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
棚卸資産に関する長期供給契約	IAS第2号 「棚卸資産」	原材料の購入の際、事前に支払いを行った場合、その支払額には貨幣の時間価値が考慮され、結果として通常の取引価格とは異なるケースがあり、そのような差異についてどのように会計処理するか。	【審議の状況】 2012年1月のIFRS-IC会議及び2012年2月のIASB会議において審議が行われ、実務上のばらつきに対処するために解釈指針を公表することが決定されたが、収益認識プロジェクトを踏まえて検討する予定であるため、このプロジェクトを保留とした。2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS第15号においても重要な金利要素については区分して会計処理することは明確であるが、棚卸資産に関する長期供給契約についてどのような要因により通常の取引価格と差額が発生するかについてアウトリーチを実施することが決定された。
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイダンスが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS第16号 「有形固定資産」 IAS第38号 「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」 ⁶ に関する再審議後に再検討することを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議において、この論点の進捗について確認が行われた。リースの再審議が終了してから、この論点の審議を再開する予定である。

⁶ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「リース」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
ファンドに対するファン ドマネジャーの重要な 影響力	IAS第28号 「関連会社及び共 同支配企業に対 する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネ ジャーが、IFRS第10号において代理人である と判断された場合、そのファンドに対して重要 な影響力を有するか否かを判定すべきか。 また、その判定はどのように行うべきか。	【審議の状況】 2014年9月のIFRS-IC会議 において、IFRS-ICは、アジェンダ却下通知 案を公表し、ファンドマネジャーが重要な影 響力を有するか否かを判定すべきであると 指摘した。ただし、2015年1月のIFRS-IC会 議において、代理人として財務上及び経営 上の意思決定に参加するパワーが重要な影 響力にどのような影響を及ぼすかについ ては合意には至らなかった。今後、持分法 に関するIASBの研究プロジェクトにこの論 点が含まれない場合、IFRS-ICはこの論点 を再検討する予定である。
銀行の財務諸表にお ける自行発行プリペイ ドカードに関する負債 の分類	IAS第32号 「金融商品：表示」	銀行が有効期限のない返金不能なプリペイ ドカードを発行した場合、貸方は金融負債と 考えるか、または非金融負債と考えるか。	【審議の状況】 2014年11月のIFRS-IC会議 において審議した結果、銀行が有効期限の ない返金不能なプリペイドカードを発行した 場合、金融負債の定義を満たすため、IFRS 第9号(IAS第39号)に従って処理することが 確認された。ただし、非金融機関がロイヤリ ティ・プログラムやプリペイドカードを発行す るケースとの関連性について懸念が示され たため、2015年1月のIFRS-IC会議において さらなる検討が行われた。具体的な決定に は至らなかったため、今後のIFRS-IC会議 において引き続き議論する予定である。
非支配持分に対する 売建プット・オプション (NCIプット)	IAS第32号 「金融商品：表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売 建プット・オプション(NCIプット)を、ど のように会計処理すべきか。	【審議の状況】 2012年6月にIFRIC解釈指 針案「非支配持分に対する売建プット・オ プション」が公表されたが、寄せられたコメント を踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議にお いて、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様 に純額ベースの公正価値で測定すべきで あると決定し、2013年3月のIASB会議にお いて提案した結果、IASBが引き続き検討す る予定である。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をのみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

あずさ監査法人では、2015年5月の IFRS解釈指針委員会の会議概要に関するオンライン解説「IFRS-IC会議速報」を作成中です。後日、IFRSサイトに掲載する予定です。